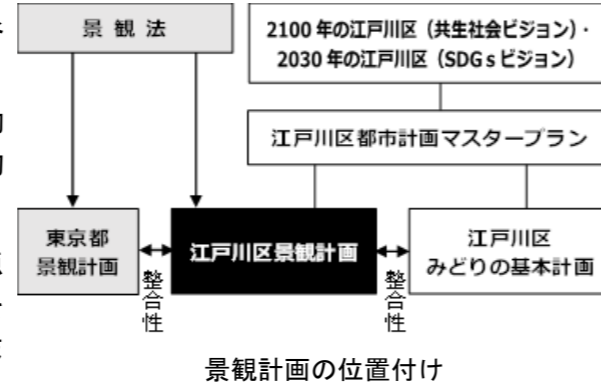


江戸川区景観計画の改定について

1. 景観計画とは

景観計画とは

- 景観計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るための法定の計画です。
- 地域特性やテーマを示す「大景観区」と区民主体の活動による取組み「小景観区」を体系の2本にすえ、総合的な景観づくりを進めています。
- 区の顔となる河川や親水緑道、駅、農地などを軸・拠点とし、各地域特性ごとに色彩基準などの景観形成基準を定め、届出制度を活用し、届出・事前相談を行っています。



改定の背景・目的

- 江戸川区は、景観計画を平成23年4月に策定し10年が経過しています。この間に江戸川区都市計画マスタープラン(平成31年3月)及び東京都景観計画(平成30年8月)の改定が行われ、新たな方針の策定やまちづくりも進捗しています。また、江戸川区景観計画を運用するなかで、色彩基準に関して再検討を行ってきました。
- これらを踏まえて、江戸川区と東京都の計画の改定に伴う見直しと色彩基準の見直しを行い、令和5年4月1日に改定しました。

景観計画の区域：江戸川区全域

- 江戸川区景観計画では、区全域を計画の対象としています。
- 地域の特色を活かした景観まちづくりを進めるため、景観特性に応じたまとまりを「大景観区」として設定しています。
- 特に多くの区民が「江戸川らしさ」を感じる地域、本区を象徴する地域や玄関口となる地域など、区の顔となる重要な地域を「景観軸・景観拠点」に指定しています。



2. 江戸川区景観計画の改定(案)

江戸川区景観計画は、次の6つの方針により見直しをします。

方針1. 都市計画マスタープランの改定に伴う変更

大景観区(葛西地域)の区域変更：6地域→7地域

- 葛西地域の景観特性を踏まえて、「葛西地域」を、東京湾に面した「葛西地域(南部)」と、中央地域に面した「葛西地域(北部)」に区域を分けて景観まちづくりのテーマ・方針を設定します。(景観計画 P32, 37-40 参照)

～葛西地域(北部)のテーマ～
川辺のまちの歴史と文化が息づく
葛西地域(北部)

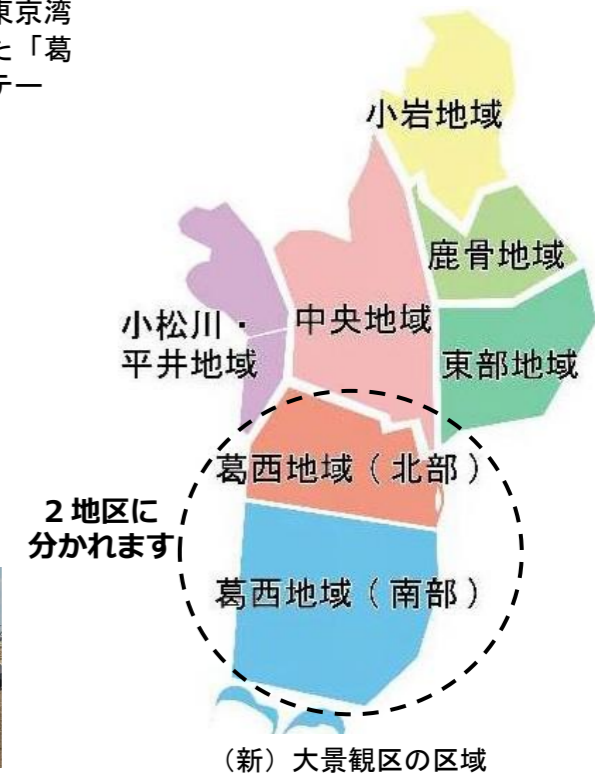
～葛西地域(南部)のテーマ～
新しさの中に海辺のまちの歴史と文化が息づく
葛西地域(南部)



古川親水公園



葛西海浜公園



各種事業によるまちなみの変化を捉えた方針の追加

- 区役所本庁舎の移転、市街地再開発事業、道路整備事業等により、まちなみが変わってきているため、これに伴う景観まちづくりの方針を記載します。(景観計画 P33-46, 51-94 参照)

アート作品の活用や夜間景観の形成に関する方針の追加

- モニュメントなどのアート作品を効果的に活用し、地域のシンボル性を高める方針を記載します。(景観計画 P30, 79 参照)
- 過度な照明の抑制だけでなく、水辺やみどり、建造物のライトアップなど、夜間景観により新たな魅力を高める方針を記載します。(景観計画 P99-100 参照)

方針2. 東京都景観計画の変更に伴う変更

良好な夜間景観の形成に関する方針の追加

- 東京都景観計画の改定にあわせて、江戸川区景観計画においても夜間景観について3つの基本方針と、景観軸、景観拠点及び一般地域ごとの方針を記載します。
(景観計画 P99-100 参照)

～夜間景観形成の基本方針～

- ①地域の魅力を演出する夜間景観づくり
- ②安全・安心に過ごせる良好な夜間の環境づくり
- ③環境に配慮した夜間照明の環境づくり

景観軸、景観拠点及び一般地域ごとの方針

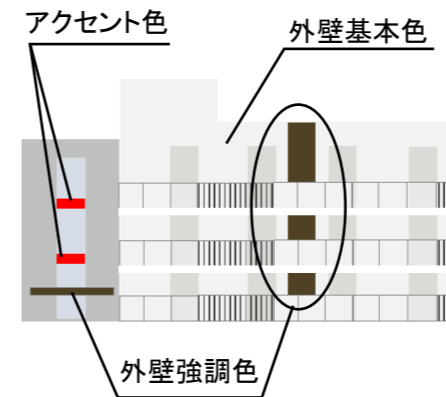
景観軸・拠点	方針の概要
臨海景観拠点	水面への映り込みと航路や対岸などからの眺望を意識し、照明による魅力的な夜間景観を形成します。また、過度な照明を抑制し、適切な照度や輝度を使用することで臨海部に生息する多様な動植物に配慮します。
大河川景観軸	水面への映り込みに配慮するとともに、地域のランドマークとなる橋りょう等の多様な景観資源のライトアップにより、水辺の夜間景観の魅力を引き立たせます。
親水河川景観軸	水運の大動脈として重要な役割を果たしてきた河川の歴史を伝える歴史的・文化的な地域の景観資源について、夜間でも存在感を感じられるよう光で演出します。
親水公園景観軸 ・親水緑道景観軸	ウォーキングや水遊びなど多くの人々の憩いの場となっている親水空間において、安全で快適に歩行でき、やすらぎと落ち着きを感じられるよう、柔らかな光を連続させます。
道の景観軸	幹線道路では、安全で機能的な明るさを確保した上で、都市軸として連続性のある夜間景観を形成します。 沿道建築物や屋外広告物においては、道路照明との相互関係に配慮し、道路空間と一体となった夜間景観を形成します。
駅の景観拠点	駅周辺の商業地においては、地域生活を支える活気ある光で演出します。商業施設がある建築物では、効果的なライトアップにより、にぎわいを演出します。
公園の景観拠点	大規模な公園周辺では、安全で機能的な明るさを確保した上で、不快な光を抑制し、周辺に影響を及ぼさないよう配慮します。公園内にある歴史的・文化的な景観資源は、夜間でも存在感を感じられるよう光で演出します。
農の景観拠点	安全で安心して過ごすことができる機能的な明るさを確保した上で、農作物などへの影響に配慮した適切な色温度の光により、農のあるまちなみ環境を保全します。
一般地域	安全で安心して過ごすことができる照明環境を整備し、暖かみのある質の高い光により、落ち着きを感じることでできる快適な住環境を形成します。

方針3. 色彩基準の変更

強調色・アクセント色の導入

- 全地域において、強調色(1/5以内)及びアクセント色(1/20以内)を導入します。
- アクセント色は、使用できる色の制限を設けませんが、建築物全体のバランスや周辺のまちなみとの調和を損なうことがないように、まちなみのスケールや歩行者からの目線にも配慮し、主に中低層部において使用できるものとしします。(景観計画 P95-98 参照)

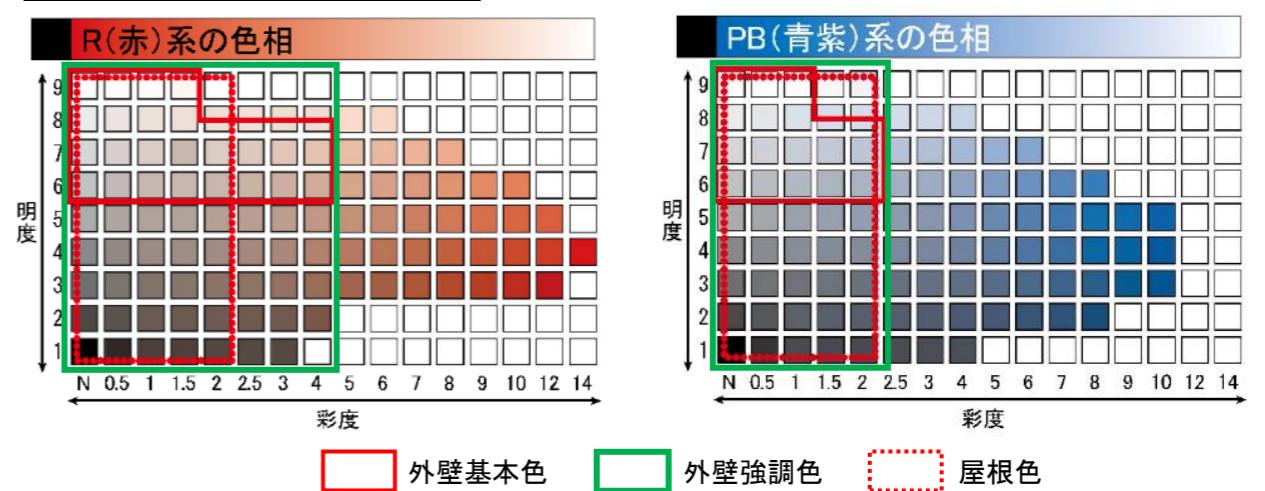
色彩基準	臨海 大河川	外壁基本色	強調色
A	臨海 大河川	外壁基本色 5/5	強調色 1/5以下
B	道 駅	外壁基本色 4/5以上	強調色 1/5以下
C	親水河川 公園 親水公園 農 親水緑道 一般	外壁基本色 5/5	強調色 1/5以下
D (大規模)	道 親河 公園 駅 親公 農 親緑 一般	外壁基本色 4/5以上	強調色 1/5以下



【参考】色彩に関する用語

外壁基本色	全体のイメージを左右するベース色	外壁の大半(4/5以上)を占める色彩のこと。建築物全体の印象を決定づける重要な要素。
外壁強調色	配色の質を高めるために用いる色	外壁に表情をつける場合など、外壁基本色よりも低明度または高彩度の色彩。(1/5以下)
アクセント色	シンボル効果やにぎわいを与える色	外壁基本色及び強調色で規定されている色彩以外の色彩使用可能範囲。

使用可能範囲の色彩イメージ(基準 A)



色彩基準の適用除外事項の追加

○色彩基準について、次の場合であれば景観審議会の意見を聴取したうえで基準によらないことができる、適用除外事項を追加します。(景観計画 P97 参照)

～色彩基準の適用除外事項～

- ①地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で、地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- ②橋りょう等でなじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの
- ③良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画の建築物等

方針 4. 届出対象規模の変更

開発行為の届出対象規模

○開発行為に対する景観形成基準は、主に大規模開発を想定している内容であり、住宅等整備基準条例に基づく届出と重複しており、届出者（事業者）の負担を軽減するため、開発行為の届出対象規模を変更します。(景観計画 P103-104 参照)

～現在の届出規模～
500 m²



～変更後の届出規模～
3,000 m²

届出対象外の建築物について

○景観計画の対象は区全域であるため、届出対象に満たない規模の建築行為などを行う場合でも、周辺環境との調和に努めるものとします。(景観計画 P50 参照)

方針 5. 景観重要資産の追加指定

景観重要資産の追加指定

○地域の景観上重要な資源で保全・活用が必要なもの、地域共有の財産になっているもののうち、管理者や所有者等の同意が得られたものについて指定します。

	種別	現行の指定資産	追加指定資産
景観重要公共施設	景観重要河川 (7 河川)	荒川 江戸川 旧中川 など	追加なし
	景観重要公園 (10 公園)	篠崎公園 古川親水公園 葛西臨海公園 など	追加なし
	景観重要道路 (18 路線)	鹿骨親水緑道 左近川親水緑道など	新左近川 親水緑道
景観重要建造物	一之江名主屋敷 昇覚寺鐘楼 天祖神社本殿	常燈明	
景観重要樹木	善養寺の影向の松 二之江神社のケヤキ 松本弁天の臥竜の松	天祖神社の イチョウ	



天祖神社のイチョウ



常燈明 (寶林寺)

方針 6. 時点修正等

○図やデータの更新、項番号のズレ、表現等の修正